

◆ 規制の特例措置の実施状況に関する調査－平成 17 年度下半期－
(構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査)

○ 調査の背景

構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることを目的としており、平成 14 年 12 月、内閣に構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するために構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）が設置されている。

規制の特例措置については、その効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要措置について構造改革特別区域推進本部長に意見を述べるため、平成 15 年 7 月に民間事業者、学識経験者等から成る評価委員会が本部に設置されており、「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定。最終改定平成 17 年 9 月 6 日）においては、「評価委員会は調査に当たり、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置に関する調査、規制所管省庁の実施した調査結果の検証のための調査を中心に、総務省行政評価局の機能を活用する」とされている。

この調査は、構造改革特別区域推進本部評価委員会からの依頼に基づき、上記閣議決定に掲げる調査を行い、評価委員会における評価活動に資するため実施するものである。

○ 主要調査項目と調査の視点

- ・ 特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の状況
特例措置について、その要件、手続が過剰なものになっていないか等について調査

○ 主要調査対象

[調査対象機関] 警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
[関連調査等対象機関] 都道府県、市町村、関係団体等

○ 参考数字等

- ・ 特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の状況
調査対象特例措置は、第 5 次提案及び平成 16 年特区法改正により追加された特例措置のうち、実施が 3 件以下で評価委員会から調査依頼のあった 9 特例措置

- 連絡先：規制改革等担当評価監視官 [渡辺^{わたなべ}] 電話（直通） 03-5253-5440
FAX 03-5253-5436
メールアドレス kans2035@soumu.go.jp